小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１１５号

千葉県船橋市新高根１―13―25

再生債務者　石原　進也

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２９号

神奈川県厚木市妻田南１丁目２番40号

再生債務者　安達　和年

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年６月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号

福岡県京都郡苅田町尾倉３丁目11番地10

再生債務者　小野　健志

1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで

4　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月８日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２４年（再ロ）第２６号

京都市山科区大宅坂ノ辻町２番地２

再生債務者　柳井久美子

1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月31日から平成25年８月７日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０００７号

神奈川県横浜市栄区飯島町800　カメリアＤ201

再生債務者　須藤　真一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月10日まで

平成25年６月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号

石川県小松市殿町１丁目13番地３

再生債務者　呉**座**　　**隆**

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月17日まで

平成25年６月26日　金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

茨城県取手市井野3494番地７

再生債務者　張貝　次男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月26日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２４年（再ロ）第１０１０９号

東京都足立区中川４―32―12

再生債務者　菊地　　茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１０１０２号

埼玉県草加市八幡町346―５

再生債務者　白見　正明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

京都市山科区北花山大林町38番地１　パークテラス北花山706号

再生債務者　前村　直也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月27日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

埼玉県比企郡滑川町月の輪５丁目８番地３　バンブー・ジョンシアン204

再生債務者　清水由香里（旧姓吉田）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月26日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再ロ）第２号

京都市下京区朱雀宝蔵町69番地

再生債務者　牧浦　　一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月27日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第２３号

横浜市保土ケ谷区東川島町64番地20

再生債務者　宍戸　良介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月27日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

千葉県八街市榎戸406番地100

再生債務者　里城　雅人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月27日　千葉地方裁判所佐倉支部

会社公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　七十五頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　七十四頁（号外第一二九号）

平成二十五年七月五日

東京都千代田区三崎町三丁目二番八号グランベレー三崎町五階

（甲）株式会社グッドワークコミュニケーションズ

代表取締役　植田　修吉

千葉市中央区問屋町一番三五号千葉ポートサイドタワー一二Ｆ

（乙）株式会社コネクシア

代表取締役　長谷川勝久

合併

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この吸収合併の効力発生日は平成二十五年十一月一日を予定しております。

また、甲は、旧商号は千歳開発株式会社でありますが、この吸収合併に先立ち、千歳ファシリティーズ株式会社に商号変更いたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

甲及び乙の最終の貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月二十四日

掲載頁　六十三頁（号外第十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月二十四日

掲載頁　六十三頁（号外第十四号）

平成二十五年七月五日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目六番地一

（甲）千歳ファシリティーズ株式会社

代表取締役　斉藤　隆司

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目六番地一

（乙）千歳ビル管理株式会社

代表取締役　斉藤　隆司